法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-15

日本プロ野球におけるセカンドキャリア形成の現状と課題

鈴村, 裕輔 / Suzumura, Yusuke

(出版者 / Publisher)
野球文化學會
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
ベースボーロジー / ベースボーロジー
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
7
(発行年 / Year)
2008-05-15

日本プロ野球におけるセカンドキャリア形成の現状と課題

鈴村裕輔

はじめに

高校卒業後に日本のプロ野球に入団する選手の三割が、一軍への出場経験のないまま引退し、平均在籍年数は四・〇二年であるという(一)。また、高校、大学、社会人という入団経路を考慮しないとき、選手寿命は平均して二九・八歳とされる(二)。これに加えて、一球団の支配下登録選手の数は七十名となっている。これは、すでに七十名を支配下登録する球団に新人選手選択会議を経て六名の選手が入団する場合、既存の選手の中から六名の登録を抹消しなければならないことを意味する。一方、二〇〇四年の日本における零歳時点での平均寿命は、男性が七八・六四歳、女性が八五・五九歳である(三)。

これらの数字が示すのは、プロ野球選手にとって、「現役生活」よりも「引退後の生活」の方がはるかに長いという、ごく当然の事実である。そこで、本論では、日本プロ野球における引退後の生活、すなわち「セカンドキャリア」の形成を考える際の手掛かりとなる諸問題のあり方について考察する(四)。

一　セカンドキャリアの形成が競技者にもたらす利点

膨大な時間と労力を費やすことで自らが従事する競技に求められる技術や能力を向上させ、そのような努力によってはじめて「一流」と呼ばれる境域に達するのがスポーツ選手である。プロフェッショナルであれアマチュアであれ、なんらの労苦も味わうことなく頂点に立った選手は、皆無である。

そのため、多くの場合、教育や他の活動にかけるべき時間を自らの技能を鍛錬するために犠牲とせねばならない。そして、引退後の新たな生活を送るとき、新しいことを学び、習得するには、与えられた時間はあまりに短く、活かすべき手もちの札がないに等しいことを知るのである。

だが、あらゆるスポーツ選手が、引退後の生活に窮し、途方に暮れているわけではない。「次の生活」への心構えができないまま引退する選手と同じ数だけ、スポーツ以外の分野でも成功を収め、あるいは能力を活用する場を見出しているのだ。

もし、引退後も生活に成功する人と塗炭の苦しみにあえぎ、ときには生への意欲さえ失う人がいるなら、両者の間を隔てるものは何であろうか。約言するなら、それは「次の生活への備え」であり、今様の表現を用いれば、「セカンドキャリアの形成」を行ったか否か、ということである。

一年のうちに複数の種目を行うか、一年中ひとつの種目に専念するか、という違いはあれ、スポーツ選手が「競技そのもの」に専念することを是とし、推奨するのは、日本であっても欧米であっても変わらない。特に、プロ選手の場合はその傾向が強い。所属団体の関係者の目には、「引退後の生活の設計図を描き、来るべきときに備える選手」は「所与の責務を全うしない選手」と映りがちだ。たとえば、球団経営者にとって、野球は娯楽ではなく事業である。したがって、球団の成功は事業の成功であり、事業の失敗は球団の失敗

に起因する。それゆえ、経営者が、成功を左右する選手には眼前の試合にのみ集中してもらいたいと願うことは、当然である。事業である以上、利潤の極大化と損失の極小化が、最も重要な目標だからだ。

このとき、経営者の思考の中に、選手の将来進むべき進路、というような話題が占めるべき位置はないかもしれない。もしあるとしても、「そのときが来たら考えよう」という程度のものだろう。それゆえ、選手は、自分の将来はあらかじめ自分で考えなければならないのである。

二　アメリカスポーツ界におけるセカンドキャリア形成支援の具体例

確かに、プロ選手である以上、「競技に専念しろ」という周囲の声は受けてしかるべきものだろう。しかし、実際には、引退後を視野に入れた長期の活動計画を立てることで、選手の成績も向上する、という場合が多い。

これは、ある意味でもっともなことである。なぜなら、いかに精神的な均衡を保持する鍛錬を重ねた選手であっても、将来についての明確な計画や予定をもたず、引退後に何をなすべきかという目標すら思い描けないような状態では、不安を感ぜざるを得ないからだ。

伸び盛り、絶頂期にあるうちは、自分の未来を遮るものは何もないと思われかもしれない。だが、「引退」という文字が脳裏をかすめる時期になると、来るべき新生活への備えのなさは、不安を越えて恐怖すら惹起する。その不安と恐怖は、選手の動力ともいうべき活気を奪い、スポーツに万全の体制で取り組むという内的環境を形成しがたいものにするのである。逆に、将来に対する適切な計画をもつ選手であれば、「明日引退が訪れとしても進むべき道が決まっている」という安心感から、かえって目の前に試合に集中でき、よりよい成果を残すことも可能なのである。

スプリングフィールド大学のアルバート・プティパらアメリカ合衆国の研究者たちの調査は、適切な長期的活動計画を立てることが、選手たちによい影響を与えることを示唆している。すなわち、プティパたちが相談を受け、助言した一流のスポーツ選手たちは、活動計画を立てた後に自身の成績が向上したことに驚きを示しているのだ。

そうした驚きに直面したあるプロテニス選手は、「肩の荷を下ろしたような気分だった。肩に荷があることも、それまでは気がついていなかったけれど。キャリアプランを立ててから、試合にも集中でき、パフォーマンスも改善した。もっと前にキャリアプランを立てていればよかった」と述懐している（五）。

こうした事例からも分かるように、適切な活動計画の策定は、選手にとって大きな利点をもつ。そして、こうした利点がある程度まで認知されているアメリカスポーツ界では、実際に選手の「キャリア形成」を支援する活動が展開されている。そのような活動のひとつが、「スポーツ選手のためのキャリア支援プログラム」（Career Assistance Program for Athletes：ＣＡＰＡ）だ。

一九九二年、プティパらが中心となってアメリカオリンピック委員会（ＵＳＯＣ）の部局として設立されたＣＡＰＡは、スポーツ心理学を基礎として、あらゆる分野のスポーツ選手を対象として支援活動を行うものだ。選手の現役中から長期の活動計画の指導や精神面での助言、引退後の生活や就職の支援などが主な事業内容で、アメリカオリンピック委

員会のほか、全米女子プロゴルフ協会や全米大学体育協会などの選手向けプログラムの策定、運用に携わっている。二〇〇八年二月現在、ＵＳＯＣは総合人材支援企業のアデコ・グループと共同して、ＣＡＰＡに代えて「スポーツ選手キャリアプログラム」（Athlete Career Program：ＡＣＰ）を展開し、ＣＡＰＡの歴史的使命は終わってといえる。だが、この事業が「スポーツ選手のキャリア形成」に体系的に取り組んだ、先駆的事例であることは間違いない。

三　大リーグにおけるセカンドキャリア形成支援策

ＵＳＯＣのＡＣＰのほか、いわゆるアメリカ四大プロスポーツもそれぞれ独自の「セカンドキャリアの形成」にかかわるプログラムを展開している。そして、それらは選手が新人の頃から段階的に取り組むという内容が大部分である。

たとえば、大リーグでは、選手組合が機構と協力して「新人選手のキャリア開発プログラム」（Rookie Career Development Program：ＲＣＤＰ）を一九九一年から開催している。ＲＣＤＰは四日間にわたって行われ、報道陣への対応、審判への接し方、飲酒や喫煙、薬物問題といった項目のほか、資産の管理と運用、現役引退後の目標設定などを座学やロールプレイを含めて実施されている。「資産の管理と運用」なら専門誌『マネー』の編集委員が講義を担当するなど、各分野の専門家を講師として招き、受講者の意欲形成に努めているのが特徴だ。

ＲＣＤＰの受講生は各球団が傘下の有望選手を一名ないし二名推薦することで決まるため、大リーグの全選手が恩恵にあずかることができないのが最大の難点である。しかし、毎年千五百名以上がドラフトで指名され、多い年で千名以上が契約する大リーグにあっては、全ての選手を対象として講義を行うことは現実的とはいえない。そのため、機会の不平等を補完する形で、「キャリア形成」に関する小冊子が定期的に配布され、専門の相談窓口が設けられている。

また、もうひとつの補完的存在が、代理人である。代理人というと、多くの人は「選手に代わって年俸交渉を行う辣腕家」と考えるだろう。しかし、年俸交渉は代理人の主たる任務ではあっても、業務の全てではない。むしろ、試合に全力で集中できる環境を選手に提供することが、代理人の存在意義なのである。

報道機関からの取材要請への応接、家族の病気などの対応、友人知人の試合観戦の手配、資産管理や運用への助言、そして引退後の「第二の人生」の設計といった事項が代理人の果たすべき役割として挙げられる。

有力選手を多数抱える代理人や、代理人業務を専門とする企業などは、各項目を当該分野の専門家に再委託し、わずかな顧客しかもたない代理人は全項目をほとんどひとりでこなす、という違いがある。しかし、いまや代理人にとって引退後も選手との「付き合い」が続くというのは半ば自明のことになりつつあり、「現役中は面倒を見るが第一線から退いた後のことには全く興味も関心も抱かない」という代理人は、今後は徐々に淘汰されることになるだろう。

四　日本プロ野球界におけるセカンドキャリア形成支援策の概要

一方、日本スポーツ界では、サッカーJリーグが二〇〇一年に開設した「Jリーグキャリアサポートセンター」が「スポーツ選手のキャリア形成」の嚆矢である。

Jリーグキャリアサポートセンターでは、現役選手を対象としたプログラムを複数展開している。サッカー界とは違う分野に再就職した選手を講師として招き、現役中からのキャリア形成、現在の職に就くまでの体験、就業で得た知見などを披露する場を設けている。また、一定の期間、選手をインターンとして一般企業に派遣したり、あるいは就労体験の機会を設けるなど、選手たちが今までとは異なる世界の存在することを直接体験できるよう、様々な工夫がなされている。このプログラムの成果として、数多くの選手たちが引退後の生活を新しい分野で送っている。

こうしたJリーグの取り組みに比べると、プロ野球界の対応は決して積極的とはいえなかった。この背景には、特定の人気球団に在籍した選手は、球界を離れてもその知名度を活かして様々な分野に進出しやすい、という野球界独自の構造が横たわっていた。しかし、プロ野球のほか、プロゴルフ、大相撲など十五の競技団体の協会で構成する日本プロスポーツ協会は、二〇〇六年四月に人材派遣大手のパソナグループと提携し、二〇〇七年度から選手の引退後のキャリア形成支援を本格化させることになった。

この提携では、パソナグループのもつ技術や手法を活用し、選手の引退後に向けた取り組みに対する意識を向上させるとともに、引退後もコンピューターの使用方法や企業人としての礼儀などの研修を行うことを予定している。

アマチュア球界との「垣根」が残るプロ球界にとって、選手が引退後に指導や解説の職を得ることは依然として厳しい。実際には後援会や学生時代の恩師の縁故などで斡旋された職業に就く、あるいは家業を継ぐといったことが多い。だが、適切な訓練を受けずに就職することは定着率の低下につながりやすく、技術や知識の蓄積がないままの転職を重ねることになりかねない。その点で、日本プロスポーツ協会の取り組みに参画することは、プロ野球選手にとっても、より多くの選択肢を獲得する重要な出来事といえるだろう。

また、二〇〇六年十月に開催されたプロ野球実行委員会では、コミッショナー事務局内に選手の再就職を支援するセカンドキャリア・サポート委員会を新設する方針が決められた。ただし、具体的な活動がなされておらず、「掛け声だけ」という域を脱していないのが現状である(六)。

今後は、このような機関をどれだけ積極的に運営できるかが日本プロ野球界のセカンドキャリア形成にとって不可欠となる。同時に、選手の教育支援だけでなく、受け皿となる企業や社会の理解と協力をどれだけ獲得することができるかにも、力を注ぐ必要があるだろう。

なぜなら、「スポーツ選手は『スポーツができる』というだけで長い間甘やかされてきたから、社会性や協調性がない」「これまで世の中の注目を集める存在であることに馴れてしまったスポーツ選手には、地味な仕事は務まらない」といった否定的な見方をひとつひとつ丁寧に取り除かなければ、「キャリア研修は受けたけど」という状況になりかねないからだ。真摯に研修を受けた選手たちが報われないとすれば、プログラム自体の意義を問われかねない。肝要なのは、関係者が枠組みを作ることだけで満足しないことである。

五　日米プロ球界における年金制度

「六十歳定年」という企業人に比べ、三十歳を目前に多くの者が「選手」という職を離れるプロ野球の場合、残された人生は選手時代よりもはるかに長い。

どれほど現役時代に年俸という形で多額の金銭を手にしているとしても、実際には引退後に備えて資産形成を行っている者は少数である。そうなると、さまざまな手段を講じて生活の糧を工面する必要が生ずるのは当然のことだ。一般社会と同じく、年金が大きな価値を持つことは想像にかたくない。

しかし、日本のプロ野球選手を取り巻く年金事情は決して楽観できるものではない。選手は一、二軍とも、国民年金と企業年金の一種である「税制適格退職年金」に加入している。監督と登録コーチ、審判も対象で、掛け金を十年間払うと五十五歳から受給できるようになる。

選手生活を十年未満で引退する場合は退職一時金が支払われ、十年目以降は掛け金を一年余計に払うごとに給付額も増加するが、十五年目からは掛け金がなくなる代わりに、給付額も同じとなる。

選手の負担額は現役の期間に応じて年額七万千円から十二万円で、給付は現役期間が十年の場合は年百十三万三千円、十五年以上であれば年百四十二万円となる。また、六年間に一定日数以上一軍登録された選手は、十年未満でも残りの掛け金を払えば、受給資格が発生する。

一億円、二億円といった年俸に比べるとささやかともいえる額だが、掛け金に対する支給額は公的年金より有利といわれている。ただ、「ゼロ金利」が解除されたとはいえ低金利が続く経済状況のため、予想どおりの運用益を確保することができず、球団や機構の財政を圧迫している。また、企業年金制度の再編で適格年金が二〇一二年で廃止になることから、野球選手会は、新制度の制定を求めている。しかし、累積赤字球団を多く抱える機構側は、負担増につながる改定に難色を示すなど、一般の企業年金と同じようにプロ野球の年金制度も転機を迎えている。

これに対し、一九四七年に年金制度が創設された大リーグでは、選手は一日でも大リーグの選手枠に登録されれば年金の受給資格が発生する。

規則上、大リーグでは、「大リーグ枠に百七十二日登録されること」をもって「一年」と数え、大リーグ枠に十年間登録されると年金の満額支給の対象となる。健康保険と投資信託による上乗せ分を除いた基礎年金額は十七万五千ドルである。この基本額を上限とし、登録日数が減るのにしたがい、在籍九年なら基本額の〇・九、八年なら〇・八というように支給額も減少する。在籍期間が一年なら、支給額は一万七千五百ドルである。

支給開始年齢は六十二歳が基本だが、運用益から生ずる利息分を減額することで、四十五歳から年金を受け取ることもできる。

試みに両球界の年金を一ドル百二十円として比較すれば、日本プロ野球の年金の満額が百四十二万円であるのに対し、大リーグの年金は二千百万円が満額となる。物価や所得水準の差をいっさい考慮しないとき、その差は十四・八倍になる。

日本球界では選手本人が現役中に年金の支払いを義務づけられるが、大リーグの場合、選手ではなく球団が一定額を掛け金として中央基金に拠出する。そのほかに、テレビ放映

権料や「ぜいたく税」といわれる課徴金も、年金の原資として当てられる（七）。

ただし、一、二軍を問わず年金受給資格が与えられる日本と異なり、アメリカ球界で「手厚い年金」の恩恵に浴することができるのは、あくまで大リーグに在籍した選手のみである。たとえＡＡＡのＭＶＰ選手でも、大リーグに昇格した実績がなければ、制度の枠外に置かれる。

競争が激しく、頂点を目指す道のりは厳しいが、大リーグの一員となった選手には、年俸や待遇だけでなく、年金の面でも厚遇される。もし一年間だけであっても大リーグ枠に登録されれば、日本で十年間にわたって掛け金を納めて手にする金額以上の年金を受け取れるのである。

おわりに

アメリカ球界では、大リーグ機構の支配下にある球団とは契約を結べなくなった選手の受け皿のひとつとして、機構に属さない、いわゆる独立リーグが存在する。独立リーグに所属する選手の属性としては、主として次の三種類が考えられる。

① 大リーグ昇格を目指す選手
② 大リーグからの指名を待つ選手
③ 野球を続けたい選手

「メジャー・リーグ」である大リーグに対し、「マイナー・リーグ」である独立リーグは、おのずと選手の育成を活動の主眼とすることになる。それと同時に、あるいは時期さえ合えばより広い活躍の機会を得られるかもしれない選手が、球団の事情によって活動を制約される場合などに、そのまま現役を引退するのではなく、再起を期すことが可能な場をもつことは意義がある。確かに、野球選手としての適性が足りないことを早期に自覚するほうがより早く次の環境に身を転ずることを可能にしうることも事実である。しかし、悔いなく活動を全うすることで、新しい事柄への意欲形成が可能になるということも否定されえないだろう。その意味で、現在、約六十球団を擁する独立諸リーグは、選手たちの活動の場として重要な役割を果たしているといえよう（八）。

日本においても、二〇〇五年の四国アイランドリーグをさきがけとして、複数の本格的な機構外の野球組織が誕生し、活動している。こうした機構外組織が若手の育成とともに「再チャレンジ」の場としての性格を十全に担えるならば、プロ野球選手のセカンドキャリア形成にとって、重要な選択肢が増えることになる。

意欲に満ちた現役時代から引退後の生活を考えるのは、ある意味で遠慮が過ぎると思われるかもしれない。だが、出会い頭の一瞬で一生を棒に振る怪我を負うことさえある選手生活の実相を考えるなら、安定期にこそ波乱への備えをなすべきだろう。そして、そのために、自らを取り巻く環境がいかなるものであるかを知悉することが、セカンドキャリア形成の第一歩なのである。

註

（一）黒田次郎、内田勇人、岡本悌二ら、「日本プロ野球のドラフト制度に関する研究（1）」、『運動とスポーツの科学』第十巻第一号、二〇〇四年、二七～三六頁。

（二）アメリカ野球愛好会編、『ダッグアウト』、第九巻第一号、四頁。

（三）内閣府編、『国民生活白書』平成一八年版、時事画報社、二〇〇六年、一〇六頁。

（四）なお、プロ野球以外のスポーツ分野においても、選手のセカンドキャリア形成は重要な問題である。近年の主な研究としては、以下の文献を参照せよ。吉田幸司、河野一郎、吉田章ほか、「トップアスリートのセカンドキャリア構築に関する検討(第二報)」、『筑波大学体育科学系紀要』第三〇号、二〇〇七年、八五～九五頁。久保正秋、「アスリートのセカンドキャリア問題と大学」、『現代スポーツ評論』第一四号、二〇〇六年、四七～五七頁。吉田章、佐伯年詩雄、河野一郎ほか、「トップアスリートのセカンドキャリア構築に関する検討(第一報)」、『筑波大学体育科学系紀要』、第二九号、二〇〇六年、八七～九五頁。田中ウルヴェ京、「キャリアトランジション」、『日本労働研究雑誌』第四七巻第四号、二〇〇五年、六七～六九頁。

（五）プティパ、アルバート（田中ウルヴェ京、重野弘三郎訳）、『スポーツ選手のためのキャリアプランニング』、大修館書店、二〇〇五年、一二三頁）

（六）プロ野球実行委員会がセカンドキャリア・サポート委員会の新設の方針を決めた背景のひとつには、二〇〇四年に起きた近鉄バファローズとオリックス・ブルーウェーブの球団合併問題があるといえよう。なぜなら、両球団の合併により選手枠が従来の最大百四十名から七十名に減れば、おのずと現役を引退せざるを得ない選手が生ずるが、そのことが世間の耳目を集め、「合併はオーナー側の身勝手な判断」という世論を形成する要因のひとつとなったからである。もちろん、二〇〇四年の球団合併問題のみが主因ではない。しかし、こうした事態が、球団経営者たちをして、選手の引退後の生活を決して等閑視しているのではないという態度を表明するための証拠としてセカンドキャリア・サポート委員会を設けようと行動させたのである。

（七）大リーグの選手たちがこうした高額の年金制度を手にしたのは、ストライキやロックアウトを繰り返しながらも労働組合と経営陣が合意形成をなしてきたからといえる。

（八）なお、独立リーグの機能と役割については、次の文献を参照せよ。鈴村裕輔、「独立リーグの機構と実際」、『ベースボーロジー』第八号、二〇〇七年、一九六～二〇三頁。

■鈴村裕輔（すずむらゆうすけ）
一九七六年生まれ。法政大学国際日本学研究所学術研究員。博士（学術）。法政大学大学院国際日本学インスティテュート政治学研究科政治学専攻博士後期課程修了。専門は比較思想、国際関係論、文化学。近著に『メジャーリーグに日本人選手が溢れる本当の理由』（青春出版社、二〇〇七年）がある。